

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市鬼無町土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業（農道事業）佐料南地区）を行うことについて令和7年6月12日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和7年6月27日から同年7月17日まで縦覧に供する。

令和7年6月20日

香川県知事 池 田 豊 人